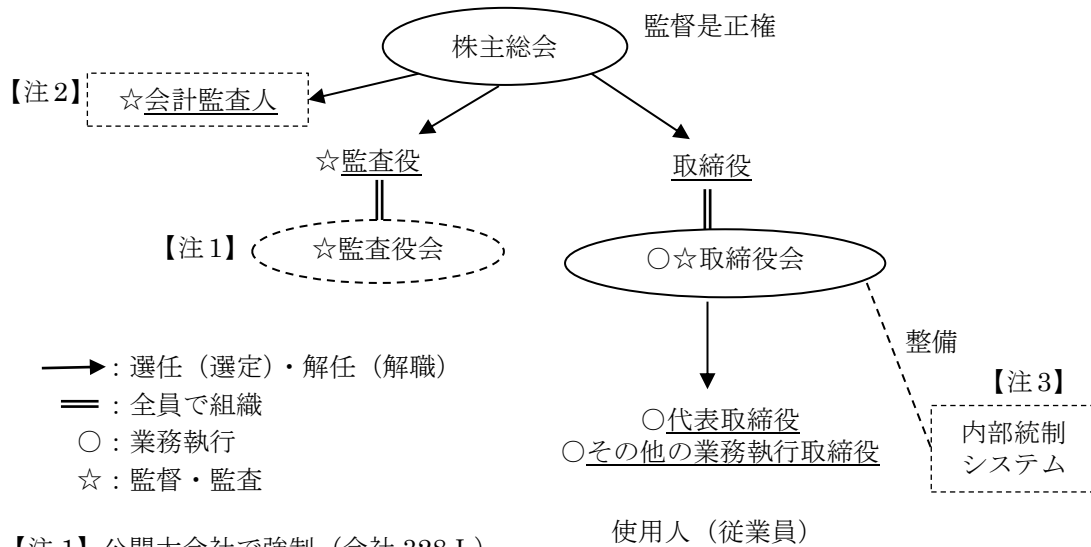


7. 監督、監査

7-1. 取締役会による監督

(1) 取締役会設置会社（委員会型を除く）の監督・監査機関



【注1】 公開大会社で強制 (会社 328 I)

【注2】 大会社で強制 (会社 328)

【注3】 大会社で決定義務 (会社 362 V)

(2) 取締役会の監督権限 (会社 362 II ②)

監督の基準 = 適法性 + 妥当性

監督権限の具体的な行使 = 評価 + 是正措置 (会社 362 II ③ ・ 363 I ② II etc.)

(3) 内部統制システム (会社 362IV⑥、会社則 100) [テキスト Column4-19]

従業員も含めた職務の適正な遂行の確保

→ 内部統制システム (会社 362IV⑥) : 損失危険管理体制、法令遵守体制を含む (会社則 100)

大会社の場合（会社 348IV・362V）

(4)監督の実効性と社外取締役

日本の上場会社の取締役の実際（内部昇進）→代表取締役の監督に期待できる？

→状況の変化（「会社法Ⅲ」）

社外取締役選任義務（会社 327 の 2）：監査役会設置会社（公開大会社に限る）であり有価証券報告書提出義務（金商法）を負う会社

上場会社の取締役会構成

社外取締役（会社 2⑮） [テキスト 4 章 3 節 3(1)(e)]

次のいずれも充たす取締役

- イ) 当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役等（業務執行取締役・執行役・支配人その他の使用人）でなく、かつ、過去 10 年以内にこれらの地位に就いたことがない
- ロ) 過去 10 年以内に当該株式会社またはその子会社の取締役、会計参与、または監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがある者を除く）にあつては、当該取締役、会計参与または監査役への就任前 10 年間、当該株式会社またはその子会社の業務執行取締役等であったことがない [横滑り規制]
- ハ) 当該株式会社の親会社等（自然人である場合）または当該親会社等の取締役、執行役もしくは使用人でない
- ニ) 当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社およびその子会社を除く）の業務執行取締役等でない
- ホ) 当該株式会社の取締役、執行役、重要な使用人、または、親会社等（自然人の場合）の配偶者または二親等内の親族でない

*親会社等＝親会社＋株式会社の経営を支配している者（法人以外）（会社 2④の 2）

業務執行の社外取締役への委託 (会社 348 の 2) [テキスト 4 章 3 節 3(1)(e)]

会社と取締役の利益が相反する状況等で、取締役会の決議により、業務の執行を社外取締役に委託することが可能 (そのような委託をしても社外性を失わず)
 = 買収防衛策の発動、MBO 等に関する決定を念頭に置いたルール (「会社法Ⅲ」)

7-2. 監査役と監査役会

(1) 監査機関の必要性 * 選任・終任 (5-3) ・ 設置義務 (2-3)

業務執行機関とは別の者による適法性・会計についての監査の必要性

(2) 監査役の権限 [テキスト 4 章 3 節 4(4)(a)(b)]

監査役の一般的な権限 (会社 381 I 前)

取締役会への出席等	取締役会への出席・意見陳述義務 (会社 383)
情報収集	業務・財産状況の調査権 (会社 381 II -IV) 取締役・会計監査人からの報告受領権 (会社 357・397)
監査結果の報告	監査報告 (会社 381 I 後、会社則 105)
不正な行為への措置	取締役会への報告義務 (会社 382) 取締役の行為の差止め (会社 385) 取締役と会社の訴訟で会社を代表 (会社 386) 各種の訴え提起権 (会社 828 II ・ 831 etc.)

監査の基準=適法性 ⇔ 取締役会 (7-1(2))

会計監査人設置会社	会社の業務一般 [会計事項を除く] の監査 (業務監査) (会計事項の監査 [会計監査] は主に会計監査人が担う)
非会計監査人設置会社	下記の定款規定なし→業務監査+会計監査 監査の範囲を会計事項に限定する定款規定 (会社 389) →会計監査のみ [テキスト Column4-24] (この場合は「監査役設置会社」に含まれず (会社 2⑨))

(3) 監査役の独任制

監査役が複数いる場合の(2)の権限の行使は？ (例：会社 385)

(4) 独立性・地位の強化 [テキスト 4 章 3 節 4(2)(3)(4)(c)(5)・5(1)]

兼任	当該会社またはその子会社の取締役・使用人等との兼任禁止 (会社 335 II)
任期	4 年、かつ、短縮不可 (会社 336 I。会社 332 I 対照)
解任	解任は株主総会の特別決議 (会社 309 II ⑦。会社 341 対照)
報酬等	報酬 (会社 387)、監査費用 (会社 388)
選任等に関する 意見表明等	選任等についての意見・理由陳述権 (会社 345 I -IV) 監査役の選任に関する同意等 (会社 343)

事例 7-a 監査役の独立性

A は P 会社の監査役であったが、任期の半ばでの辞任を申し出た。この辞任は、厳しい監査を行おうとする A に対して取締役たちが圧力をかけたことによるものである。P 会社の取締役会は、A に代わる監査役として、代表取締役の意向に忠実な B を選任する旨の監査役選任議案を次の定時株主総会に提出しようとしている。なお、P 会社には、その他、C・D という監査役がいる。

A や C・D の意見・理由陳述権 (会社 345 I II IV)

B 選任議案への C・D の同意 (会社 343 I)

B とは別の者の選任議案提出 (会社 343 II)

(5) 監査役会 [テキスト 4 章 3 節 5]

(a) 設置義務 (会社 328 I)

監査役会が設置された場合の監査役 (会社 335 III・390 III)

社外監査役 (会社 2⑩)

社外監査役 (会社 2⑩) [テキスト 4 章 3 節 5(1)]

次のいずれも充たす監査役

- イ) 過去 10 年以内に当該株式会社またはその子会社の取締役、会計参与もしくは執行役または使用人であったことがない
- ロ) 過去 10 年以内に当該株式会社またはその子会社の監査役であったことがある者にあつては、当該監査役への就任前 10 年間、当該株式会社またはその子会社の取締役、会計参与もしくは執行役または使用人であったことがない [横滑り規制]
- ハ) 当該株式会社の親会社等 (自然人である場合) または当該親会社等の取締役、監査役、執行役もしくは使用人でない
- ニ) 当該株式会社の親会社等の子会社等 (当該株式会社およびその子会社を除く) の業務執行取締役等でない
- ホ) 当該株式会社の取締役もしくは重要な使用人、または、親会社等 (自然人の場合) の配偶者または二親等内の親族でない

*親会社等=親会社+株式会社の経営を支配している者 (法人以外) (会社 2④の 2)

(b) 権限=職務分担と情報共有

監査役間の分担	常勤監査役の選定・解職、監査方針・調査方法等の決定 (会社 390 II ②③)
情報共有	報告受領権 (会社 357・390 IV・397)
監査結果の報告	監査報告 (会社 390 II ①)
監査役選任への関与	監査役の選任に関する同意等 (会社 343 III)
会計監査人選任等への関与	会計監査人の選任等の議案の内容の決定 (会社 344 III)

独任制 ((3)) は変わらず (会社 390 II 柱但参照)

7-3. 会計監査人

(1) 設置義務 (会社 328)・資格 (会社 337 I)

* 会計監査人制度の経緯 [テキスト Column4-26]

金商法からスタート (上場会社の財務諸表の監査証明制度)

(2) 会計監査人の権限 (会社 396 I 前) [テキスト Column4-27]

情報収集	会計帳簿等の調査権・報告聴取権 (会社 396 II VI) 業務・財産状況の調査権 (会社 396 III IV)
不正な行為への措置	監査役に対する報告 (会社 397) 定時総会における意見陳述 (会社 398)
監査結果の報告	監査報告 (会社 396 I 後)

(3) 独立性 [テキスト 4 章 3 節 6 (2)(3)]

欠格事由	会社 337 III ②③の者 + 公認会計士法 (公認会計士 24 以下・34 の 11 以下) が定める者 (会社 337 III ①) は会計監査人になれず 例: 公認会計士の配偶者が監査対象会社の役員や財務責任者であるか、過去 1 年以内にそうであった場合 (公認会計士 24 I ①) 公認会計士またはその配偶者が監査対象会社から一定の非監査証明業務によって報酬を受けている場合 (一定規模以上の会社等に限る。公認会計士 24 の 2)
選任議案等の内容の決定	選任・解任・不再任議案の内容の決定 (会社 344)
選任等に関する意見表明	選任等についての意見・理由陳述権 (会社 345 I・III V)
任期	1 年 but 自動更新 (会社 338)
解任の特別ルール	監査役による解任 (会社 340)
報酬	報酬 (会社 399)